

（表面）

第 号
年 月 日

様

練馬区長

印

景観重要建造物等の管理に関する命令書

あなたが所有または管理する景観重要建造物（樹木）は、

{ 管理が適当でないため滅失し、または毀損（枯死）するおそれがある }
{ 管理が練馬区景観条例に従って適切に行われていない }

と認められるため景観法 { 第26条 } の規定により、下記の措置をとることを命じます。
{ 第34条 }

なお、この命令に従わない場合は、同法第105条の規定により、30万円以下の過料に処されることがあります。

記

- 1 命令の対象となる景観重要建造物等の名称（樹木については樹種）および指定番号
- 2 命令の理由
- 3 必要な措置
- 4 履行期限 年 月 日
- 5 報告期限 年 月 日
- 6 報告先

行政不服審査法および行政事件訴訟法に係る手続については、裏面をご参照ください。

(裏面)

(教示)

この決定に不服があるときは、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3月以内に、練馬区長に対して審査請求をすることができます(なお、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3月以内であっても、この決定の日の翌日から起算して1年を経過すると審査請求をすることができなくなります。)

また、この決定については、この決定があったことを知った日の翌日から起算して6月以内に、練馬区を被告として(訴訟において練馬区を代表する者は練馬区長となります。)処分の取消しの訴えを提起することができます(なお、この決定があったことを知った日の翌日から起算して6月以内であっても、この決定の日の翌日から起算して1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。)

ただし、前記の審査請求をした場合には、処分の取消しの訴えは、その審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6月以内に提起しなければなりません(なお、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6月以内であっても、当該裁決の日の翌日から起算して1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。)